第八条第一項及び第二項、第九条第三項及び第四項、第十四条第一項、第十五条	第八条第一項	控除収益項目として算定された額
	期間原価等項目	控除収益項目のうち額が変動するものの変動額
	変分期間原価等項目	

第八条第一項及び第二項、第九条第三項及び第四項、第十四条第一項、第十五条第一項、第	［新設］	
	期間原価等項目	変分期間原価等項目
	［新設］	
	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値
	第七条第四項	控除収益総括表及び控除収益明細表
	第七条第三項	様式第一第四表及び様式第二第五表
	第七条第一項及び第二十一条第一項	預金利息
	第六条第五項	定める額
	第六条第四項	連系設備特別報酬対象額
	第六条第三項	同じ。
		内部留保相当額控除額
	第六条第二項	還元額
	第六条第一項	、追加事業報酬
	第六条第二項及び第二十条第一項	追加事業報酬
	第六条第二項	連系設備特別報酬額
	第五条第三項第四号、第七条第三項及び第四項並びに第八条第一項	控除収益項目
	第五条第三項第四号	法人税等

［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］